

近代ドイツにおける「フォルク」概念の歴史の変遷

—— 法的・政治的主体としての「フォルク」概念の成立と有機体論の展開 ——

小原 淳

一・はじめに…問題の所在

後に保守党の党首を務め（一九二二—一八年）、ヴァイマル末期には保守人民党（Konservative Volkspartei）を創設するヴェスタルプ（K.F.V.G.v.Westarp）は、一九〇九年に帝国議会において、次のように発言している。「（ドイツ帝国領内の…引用者）ポーランド人はプロイセン国籍を有しており、それゆえに彼らはドイツ帝国に所属している。彼らはドイツ・フォルクに属しているのだ。…：彼らには、ポーランド特有のナシヨナリテイNationalitätについて語る権利はない⁽¹⁾」。この発言の背景には、同時期におけるポーランド系住民の民族主義運動の高揚があるが、

近代ドイツにおける「フォルク」概念の歴史の変遷

ここで注意を引くのは、むしろ彼の「ドイツ・フォルク」の捉え方である。すなわち、ヴェスタルプは、ポーランド系住民が独自の民族的権利を要求することを拒否するうえで、彼等がプロイセン国籍を保有しているがゆえにドイツ国民であると主張しているものであり、彼においては、「ドイツ国民であること」は、帝国を構成する諸邦への帰属に基づいていると考えられているのである。

もう一つ看過できないのは、ここでの「フォルク」という語の使われ方である。「ドイツ・フォルク」を規定するにあたって、既に生物学的・人種学的な言説が人口に膾炙していたヴィルヘルム期において、本来（生物学的な意味での）「ドイツ人」とは相容れないはずの「ポーランド人」が、「ドイツ・フォルク」と表現されているという事実は注

目に値する。

このような「国民」の規定の仕方、そして「フォルク」についての観念が、こんにちのそれと大きく異なっていることは言うまでもない。周知のとおり、ヴェスタルプの発言とほぼ同時期（一九〇七年）に、Fr・マイネッケ（Fr・Meinecke）は、「国家的ナツィオン Staatsnation」と「文化的ナツィオン Kulturnation」を区別し、後者を「フォルク」という語をもって理解しうるものであるとして⁽²⁾いるが、このような「ナツィオン」と「フォルク」に関する理解—既存の国家への帰属を前提とする「ナツィオン」国民」と、国家への帰属、或いは国家の存在自体を必要条件としない集団としての「フォルク」民族」の二分論的構図—は、H・コーン（H・Kohn）によるナショナルリズムの東西二分論⁽³⁾やE・ゲルナー（E・Gellner）のナショナルリズム論をはじめ、その後の両語の理解に決定的な影響を与えている。戦後の西ドイツを代表する政治学者G・ライポルツ（G・Leipholz）は、一九六二年に発表した論文で、「フォルク」と「ナツィオン」、そして「ライヒ」の概念的整理を試みているが、そこで彼は、フォルク概念を、実際に現存する具体的な個々人の集合—「国民投票的又は直接的民主主義のフォルク」—と、成員個々の具体性を捨象した「一つの政治的統一体」の二つのレヴェルに分け、

後者は「共通の空間（活動領域）、起源（血統）、文化財（言語、文化、教会）、歴史的な体験」によって形成されるという点で、単なる「寄せ集め Gruppe」にすぎない前者とは異なり、さらに後者のフォルクは「自らの政治的・文化的真価に眼覚め、感情的にその存在を自立的な具体的な全体性として肯定する」ことで「徐々にナツィオンに成長していく」ものであるとしている（「民族の国民化 Nationwerdung des Volkes」）⁽⁴⁾。このフォルク理解においては、「フォルク」の、直接民主主義的な意味における単なる個々人の集合としてのではなく、抽象的な集合観念としての意味合い、そして「前政治的」、「前国家的」意味合いが重視されており、この意味でのフォルクが政治的な主体に転化したものが「ナツィオン」であると理解されている。H・コーンの東西二分論の枠組みを借りれば、ライポルツにおいては、東欧的、或いは（英仏等の西欧との比較において）ドイツ独自の価値を有する非合理的な「フォルク」が、西欧的で理性的な「ナツィオン」へと変貌していく、という歴史的過程がイメージされていると理解できよう。そして、マイネッケ的なフォルク理解は、後に歴史家H・A・ヴィンクラー（H・A・Winkler）が、二つの世界大戦と冷戦期の国家分裂を経て東西ドイツの再統一へと至る近現代ドイツ史の展開を「西への長い道 Der

lange Weg nach Westen」と表現した歴史理解へと包摂される形で、こんにちまでその影響力を残存させてきたと言えるのではなからうか。⁽⁵⁾

たしかに、とりわけドイツの場合、フォルクとナツィオーンに関するこのような図式は、実際の歴史的な状況を反映していると言えるだろう。ヴェルサイユ体制下における「民族ドイツ人 Volksdeutsch」問題、そして第二次世界大戦後における同問題の残存という事態は、上述のようなフォルク概念、ナツィオーン概念によって、明確な説明を与えられるものであろう。しかしその反面で、このようなフォルク理解は、本来、「国民」や「民族」、「民衆」、「人民」、「庶民」等の様々な意味合いをもつ「フォルク」という語の多義性を捨象したものであり、「フォルク」の内実が同時代的な文脈においてどのように理解され、そこにどのような思想があったかという問い―例えば、先に挙げたヴェスタルプの発言をどのように理解するか、そして彼の発言の背後にあるフォルク理解がいかなるものであったのかといった疑問―には答えてくれない。また、上述のような論理的図式が、ヴェルサイユ体制下の諸問題の「最終解決」としてのナチズムに継承されていったということ、そしてナチズム以降におけるドイツの歴史認識の根幹をも担っていることの意味を問題にするならば、⁽⁶⁾第一次世界大

近代ドイツにおける「フォルク」概念の歴史の変遷

戦以前における「フォルク」の意味内容を再検討し、こんにち的な理解の「自明性」を問い直す作業は、近現代ドイツ史全般の理解にかかわる重要性を含んでいると言えよう。本稿は、まず第一に、一九世紀において「フォルク」、そして「ナツィオーン」がどのような意味をもち、それがどのように変容していったのかを、当時の辞書・事典類を手がかりに考察し、第二に、「フォルク」という語が、当時の政治・法学理論において、理論的にどのように位置づけられ、いかなる意味内容を付与されていたのかを、有機体思想の潮流との関連において考察する。このような考察を通じて、こんにちなお、相当程度まで自明視されているマイネッケ的な「ナツィオーン」と「フォルク」の理解をいったん相対化し、両概念の歴史的な変遷を理解するうえでの一助を与えることが、本稿の課題である。

二. 一八世紀以前の「ナツィオーン」と「フォルク」

(一) 中近世における「ナツィオーン」と「フォルク」
周知のとおり、中世におけるナツィオーンとフォルクは階層的・身分制的意味合いにおいて理解されていた。すなわち、本来出生を同じくする集団を意味する前者(natio)が中世後期に政治的意味合いを帯びるなかで、その適用範

冊を国政に關与する権利を有した上層身分層に限定されていたのに対して、後者は前者に対立する被治者集団＝下層民を指す語として、或いは、政治的権利の有無に限定されない、漠然とした人間集団、という意味合いで使用されていたのである。⁽⁷⁾

このようなナツイオンとフォルクの理解は、一六世紀のルターや人文主義者たちにも受け継がれていく。⁽⁸⁾ ルターがナツイオンを国政に参与する資格をもった人々とし、これを階層限定的に理解していることはよく知られているが、反面で、ルターのフォルクには政治主体としての意味合いはほとんどない。定評のある『歴史概念事典』(以下GGBと略記)に拠れば、一五二〇年のルターの著作『キリスト教界の改善に関してドイツのキリスト教者貴族に与える書 An den Christlichen Adel deutscher Nation von des Christlichen standes besserung』には三六回「フォルク」が登場するが、一五例は下層民という意味で、一二例はキリスト教徒や教会内部のグループといった宗教的意味で使用されているという。⁽⁹⁾

またGGBは、フッテンに代表されるドイツ人文主義者たちのフォルクの使用例を、兵士・軍隊といった軍事的用法や、ある特定の地域に居住する人々という地理的用法、「ユダヤ・フォルク judisch volck」や「キリスト教フォルク

Christlich volck」といった宗教的な用法、そして下層民という社会層的用法の四つに分類しているが、いずれの用例においてもフォルクはナツイオンに比して「抽象的な概念であったとしている。確かにここには、政治的に、或いは文化的にある種の主体性を有した集団としてフォルクを理解しようとする意図は感じとられない。

一七世紀にはいっても、このような傾向は基本的には変わっていない。例えば、ライプニツは、フォルクを日々の糧のことしか考えられない下層民、「愚か者」としてとらえており、ここでのフォルクにはさらにネガティブな意味合いが付与されていると言えよう。⁽¹⁰⁾ なお、P・ブリックレ(P. Bickel)も、一七世紀の俗歌(Volkslied)を題材にGGB同様の分析をおこなっているが、軍事的意味でのフォルクの使用(Kriegesvolk)が対象全体のうちの六〇%、「王・神の民」という意味合いでの使用が一七%、貧民、庶民、臣民といった意味あいでの使用が一五・八%であったとしている。⁽¹¹⁾ ここでのフォルクもまた、接頭語によって様々な用法が可能となるような漠然とした人間集団としてか、或いは世俗権力や教会の統治の対象といった意味合いが圧倒的に強いのである。

(二) 一八世紀―一九世紀前半における「ナツィオン」

と「フォルク」の「同権化」

しかしながら、一八世紀後半になると、従来とは異なるフォルク理解が登場する。すなわち、啓蒙主義思想の影響を背景としながら、例えば文学・演劇等の領域におけるシラーやL・A・アルニムのように、フォルクの脱階層的理解、フォルクとナツィオンの同一視・同権化が試みられるようになるのである。⁽¹²⁾

とくに、後世のドイツや東欧地域のナショナリズム運動に多大な影響を与えたとされるヘルダーは重要な存在である。ヘルダーにとって、「神によって与えられたフォルクの間の有機的な文化差」である言語こそが、人間集団が「フォルク」としての集合的アイデンティティを獲得するための基礎であったが、彼が「諸人間集団は共通の伝統と共通の記憶によって形成されるのであり、この伝統や記憶をつなぎとめ媒介している―まさに伝統や記憶それ自体の現れ―のが言語である」というとき、ここでの「人間集団」は、階層・階級的に限定された人々を指すのではなく、同じ言語を使用する人間全てが脱階層的に想定されていると言えるだろう。

確かに、従来は下層民という意味合いで理解されていたフォルクを、集団の成員全員を指す概念に転化したという

近代ドイツにおける「フォルク」概念の歴史的変遷

点で、ヘルダーが果たした役割は無視できるものではない。

このようなフォルク理解は、従来の研究においてドイツ・ナショナリズムの最も主要な性格であるとされてきた、フォルクを文化的・言語的共同体として捉える思想的系譜の原点に位置づけることができるものであろう。しかしここで重要なことは、ヘルダーにあっては、フォルクを政治的・法的主体として理解しようとする意識は希薄であった、という点である。彼は、フォルクが自己の独自性を獲得するのは、政治的・法的主権の追求を通じてではなく、あくまでも共通文化の共有によってであると考えていた。ヘルダーにとって、前者は不自然な外圧であり、それに対して後者こそがフォルクの内的意識の現れであったのである。⁽¹³⁾

加えて、このようなフォルク理解はひとりヘルダーだけのものではなく、同時期の人々に広く共有されていたといつてよい。一八世紀の百科事典における「フォルク」や「ナツィオン」の用法を調べたGDBや山田欣吾氏の記述に拠れば、例えば一七三二―五四年に編纂されたJ・H・ツェドラー『世界学術・芸術大百科事典』六八巻の場合、*Volk* (第五〇巻、一七四六年、三六二―三七五欄)は、「多くの、ないし一団の人々のことで、しかもすべての人が互いに一つの法によって利益を享受するか、または共通の善のために結集し、一種の社会を設立したもの」であり、

フォルクの差異は「氣候風土、飲食物、血 (Geburt und Geburt)、教育および交流」によって生まれるとしている⁽¹⁴⁾。さらにここでは、ロシア人、ドイツ人、フランス人等だけではなく、ザクセン人、メクレンブルク人、シュヴァーベン人、オーストリア人、マイセン人、ブラウンシュヴァイク人等も「フォルク」とされており、「フォルク」という語は、いかなる意味においても、ドイツ人の一体性を含意していないのである。このようなフォルク理解は大筋において、一八世紀末〜一九世紀初頭の J・Ch・アーデルンク『高地ドイツ語辞典』全四巻(一七七四〜八六年、改定第二版一七九三〜一八〇一年)や、J・H・カンペ『ドイツ語辞典』全五巻(一八〇七〜一一年)等にも共有されており、山田氏は、アルントやフィヒテが語った「民族としての Volk」は、一八世紀末においてなお、「まだ、人々が現に用いる語彙として採集され、説明されるところまでリアルな対象には成熟していない、といわざるをえない⁽¹⁵⁾」と結論付けているが、確かにこの時期のフォルク概念はフランス革命を経てなお、政治的な、或いは文化的な主体としての意味を獲得してないのである。

三. 一九世紀後半〜二〇世紀初頭における

「ナツィオーン」概念と「フォルク」概念

百科事典類を使用した考察は、GGBの場合は一九世紀中葉、山田氏の場合は一九世紀初頭で終わっているが、その後についてはどうだろうか。ここでは一九世紀ドイツにおける代表的な百科事典である『ブロックハウス』や『マイヤー』の百科事典を中心に考察してみよう。

まず、一八六四〜六八年に出版されたブロックハウスの第一一版の場合⁽¹⁶⁾、ナツィオーンの説明として、性格や生活、思考、感覚、行為の諸様式によって他から区別される集団であることが述べられる。しかしこの説明に続いて、一般的に言われるように出自と言語がナツィオーンの絶対的な要素となるとは限らないとされ、その例としてスイスやアメリカ合衆国、フランス、そしてアルザス人等が挙げられている。総じて、ここでのナツィオーンは、まずもって国家という政治的枠組みにおいてではなく、共通の出自や文化によって規定されており、国家形成に伴って「国民」を形成することを前提としながらも、必ずしも国家と不可分の関係をなすわけではない、と理解されていると言えよう。他方でフォルクはまず最初に、ナツィオーンと同様、「出自や身体的・精神的資質、習慣、言語、教養、運命」を通

じて、「自然な全体 ein natürliches Ganz」を形成する集団であるとされ、狭義には、政治的立場や富、教養を有する上層民に対抗する集団、さらに社会主義・共産主義においては労働者を意味するとされている。また同事典は、フランス革命以降、意図するとせざるとにかかわらず、それぞれの意味の混交が進行したという説明も加えている。ここでのフォルクには、下層民という意味合いの残存がしていると同時に、必ずしもナツィオーンとの明確な差異化がなされているわけではない。

しかし一八八二〜八七年のブロックハウス第一三版には変化が見られる。⁽¹⁷⁾まず、先の第一一版において「ドイツ語のフォルクのこと」とされていたナツィオーンは、冒頭で「ドイツ語の用法においてはフォルクに対立する」とされる。またフォルクについても、基本的には第一一版の叙述を踏襲しながらも、「法学用語としてはナツィオーンと異なる」とし、フォルクは「ある国家にまとめられた人間集団」であると理解されている。同版には、フォルクの語義として、狭義には「被治者」を指すという記述が相変わらず残っているが、それ以上に注目すべきは、先に挙げた第一一版からの変化であろう。すなわち、一八六〇年代のブロックハウスにおいては明確ではなかったナツィオーンとフォルクの差異が一八八〇年代にははっきりと意識され

ており、ナツィオーンが「民俗学的概念 ein ethnologischer Begriff」であるのに対して、フォルクは「国法的・政治的概念 ein staatsrechtlicher und politischer Begriff」であるとされているのである。さらに、同版では、単数或いは複数のナツィオーンからフォルクが形成されるとされており、これらの記述からは、中世以来のナツィオーンとフォルクの意味内容が、前者の非政治的、後者の政治的意味付けという「転倒」を示していることが明らかである。また、ナツィオーンからフォルクが形成されるという図式が、本論の「はじめに」で述べたマイネッケ以降の両語の概念規定とは正反対であることも重要である。総じて、この時期のフォルクが「政治的主体」としての意味を獲得していることは疑い得ない。⁽¹⁸⁾

二〇世紀初頭に出版されたブロックハウス第一四版も、基本的には第一三版の記述と変わらない。⁽¹⁹⁾ただし、第一一版、第一三版での説明に加えて、一九世紀において「ナツィオナリテート原理 Nationalitätsprinzip」に基づいて国家形成が行われた例として、ギリシャ、セルビア、ルーマニアのトルコからの独立、そしてイタリアとドイツの国家統一を例に挙げ、これらの事例に対してオーストリアは「今なお」、「ナツィオナリテート原理」が重要なファクターであるとされており、ナツィオーンが国家形成に先行する前国

家的存在であるという理解や、ナツイオーンが既成の国家に對立させし得るといふ理解が、さらに徹底していると言えよう。

マイヤーの場合はどうか。まず、第三版を見てみよう。⁽²⁰⁾同版は一八七四―八四年に編纂されており、時間的にはブロックハウスの第一版と第一三版のあいだに位置するが、ここでは、ナツイオーンは「文化概念 Kultur-begriff」であり、そしてドイツにおけるナツイオーンの用法がイギリスやフランスとは逆であることが述べられている。これに対してフォルクは、まず、ラテン語の「ポプルス Populus」と同義であり、「出自、言語、習慣、教養」をともしする人間集団であるとされる。そしてブロックハウス第一三版以降と同様に、ナツイオーンとフォルクは異なり、後者は「ある国家に所属する者の総体」であるとされ、さらに、フォルクには富と教養に基づく上流階級と政治的對立する市民社会の大部分の意もあつることが記されている。やはりここでのフォルクも、政治的な意味合いを有しており、国家の存在と結びついた語であるといふ理解が示されていると言えよう。

このような理解は、マイヤー第五版（一八九一―一九〇一年）に、より明確に現れている。⁽²¹⁾ここでは、ナツイオーンは「出自、習慣、そして言語をともしする人間集団」と

いう意味に限定されるべきものであり、この点でフォルクとは異なる、とされ、さらに具体例として、「オーストリアのフォルク」とは言えるが、「オーストリアのナツイオーン」とは言えないという指摘がなされ、ナツイオーンの非政治性、そしてフォルクの政治性が再確認されているのである。

ここまでの考察から、一九世紀後半に、ナツイオーンとフォルクの意味内容に重大な変化―フォルクへの政治的意味合いの付与、ナツイオーンの前国家的、非政治的意味合いへの変質、そしてナツイオーンが国家形成を経てフォルクに転じるという構図の形成等―が起こったことが明らかになった。次に問題になるのは、このような語の意味変化がどのような法・政治思想上の動向に基づいていたのか、そしてフォルクに付与された政治的主体といふ意味合いの内実がどのようなものであつたのかを検討することである。この点で手がかりになるのは、マイヤー第三版や、それと同時期のK・バウムバッハ (K. Baumbach) の「国家事典 Stats-Lexikon」(一八八二年)⁽²²⁾が、両語の説明に際して、典拠として、J・C・ブルンチュリ (J.C. Bluntschli) が一八五七―七〇年に編纂した『ドイツ国家辞典』を挙げているといふ事実である。⁽²³⁾従つて、次章での考察は、まずブルンチュリにおいてフォルクがどのように構想されていた

か、という点から始めたい。

四、有機体思想の一般的説明

(一) ブルンチュリの方olk理解と有機体思想

先にマイヤーの記述として挙げたナツィオンが「文化概念」であるという理解・表現は、既にブルンチュリにおいて明確化されている。まずもってブルンチュリは、ナツィオンは「文化共同体 Kulturgemeinschaft」であり、これに対して方olkは「国家共同体 Staatsgemeinschaft」であるとする。⁽²⁴⁾ブルンチュリに拠れば、このようなドイツにおける方olk理解はフランスやイギリスの people や people と逆転している。彼は「方olkは国家以前には存在しない」としたうえで、国家こそが、「方olkの力 Volksmacht の具現化、人格化」であり、国家とは方olkが諸分枝へと秩序づけられたものであると論じる。「国家主権」は「方olk主権」と同義であると喝破するブルンチュリにおいては、方olkは国家と同一視されうる存在である。⁽²⁵⁾

しかしここで看過できないのは、ブルンチュリにおける方olkが、西欧、とりわけ革命以降のフランスにおける「ナション nation」ともまた異なっている点である。E・

近代ドイツにおける「方olk」概念の歴史的変遷

ルナンに象徴されるように、後者は構成員個々の自立性を前提とし、彼等の自由意志に基づく参加―「日々の人民投票」―に立脚している。しかし、これに対してブルンチュリの方olkは、そこへの参与を先天的に決定付けられた、いわば運命共同体的なものであり、国家と方olk、そして方olkとそれを構成する個々人の関係は、あたかも生物における全体と部分の関係のごとき「有機体 Organismus」的連関として想定されているのである。

さらに重要なのは、このような有機的な方olk理解、或いは国家観は、ブルンチュリに特有のものではなかったということである。例えば、既にフィヒテは、『自然法の基礎』において、「孤立した人間と市民との間には、原料と有機体との間におけると同じような関係が存在する。……有機体においては、各部分は絶えず全体を維持し、またそうすることによってまた自らを維持する。国家に対する市民の関係もまた同じである」⁽²⁶⁾と述べているし、フィヒテと同時代のヤーンも、方olkや国家が「生命」や「魂」を持った存在であり、両者が相互に不可欠な関係にあると主張している。⁽²⁷⁾また、一九世紀中葉の自由主義者の代表的存在であるK・Th・ヴェルカー (K.Th. Welker) の場合、方olkを法と国家が発展するための基礎であるとし、方olkとそれによって形成される国家は「有機的」関係にあ

ると理解しているのである。⁽²⁸⁾ 結論的にいえば、一九世紀ドイツの法・政治思想に極めて大きな影響を与えたこの有機体思想こそが、当時の「フォルクの政治主体化」に大きく寄与したのであり、次節以下では、ブルンチュリやヴェルカー等の思想の背後にある有機体論が、フォルク概念の変遷にどのような影響を与えたのかについて論じたい。

(二) 一九世紀ドイツにおける有機体思想

国家を身体のアナロジーにおいて理解し、君主をはじめとするさまざまな社会層を国家という「身体」の四肢として位置づけるという発想を思想的な核心とする有機体論は、ヨーロッパの政治思想においてはアリストテレス以来の伝統を有し、中世にはキリスト教的秩序についての神学的解釈の次元から、カントロヴィッチの言う「王の二つの身体」という政治理論への展開をみせていた。⁽²⁹⁾ すなわち、有機体論はたんに近代ドイツにとどまらず、古代から近代を通じて全ヨーロッパ的な範囲で展開しており、その様々な思想的ヴァリエーションを確認しうる思考様式である。

しかしながら、近代ドイツにおける有機体思想は、フランス革命によって政治思想の領域にあっては個人の自立と平等を前提とした民主主義思想が、そして法思想の領域にあっては自然法的思想が巨大な影響力を示したことへの対

抗として現れ、従来の有機体論が「国家」を対象としていたのに対して、フォルクをその理論の主要素に据えた点に最大の特徴がある。

一七九三年、ノヴァーリスが『プロイセン王国年報』において、シェリングによって体系化されつつあった自然主義哲学者の「自然」概念と敬虔主義の影響を受けつつ、独自の有機体思想を公表すると、シュライエルマッハー『独白録』(一八〇〇年)、Fr・シュレーゲル『哲学講義』(一八〇四〜〇六年)、そしてA・ミュラー『政治技術要綱』(一八〇八年)等次々と、有機体思想に基づく著作が登場する。有機体思想の影響を大きく受け、またこれをさらに発展させた例としては、本稿で論じる法・政治思想の領域では、ブルンチュリの他にもサヴィニーやヴァイツ(G. Waitz)、アーレンス(H. Ahrens)、ゲルバー、そしてギールケ等の名を挙げうるし、またラーバント(P. Laband)やイエリネク(G. Jelinek)への影響も指摘できる。また、社会学におけるリリエンフェルト(P. v. Lilienfeld)やシェフレ(A. Schaffle)、シュタイン(L. v. Stein)、或いは地理学におけるFr・ラッツェル(Fr. Ratzel)もまた、有機体思想をそれぞれの学問分野において展開しているし、文学や歴史学においても有機体モデルが好んで使われた例は枚挙に暇がない。⁽³⁰⁾

それでは、一九世紀の有機体思想とは、いかなるものであったのだろうか。G・v・ベロウ (G.v.Below) に拠れば、有機体は様々な部分から成立する「本質 Wesen」であり、全体として、また統一体としてのみ生命をもつ。また同時に、各構成部分には特定の機能が付与され、全体の幸福と生命は、個々の構成部分が正しく機能することによって実現し、外部からの支配、操縦によるのではなく、自律性、「自由 Freiheit」を有している⁽³¹⁾。有機体論者の代表的存在であるA・ミュラーは、「国家は、単なる作業場、農場、保険会社、工業会社のような人工的な組織ではない」と述べているが、有機体思想においては、国家そしてフォルクは、「機械的 mechanisch」な「機構 Anstalt」ではなく、「総体人格 Gesamtpersonlichkeit」と「総体意思 Gesamtwille」を持った「生命存在 Lebenswesen」である⁽³²⁾。そして、自然法論が「国民」を社会契約を結んだ者の総計として理解しようとするのに対して、有機体論は、「国民」を本源的かつ統一的な共同体としてとらえ、その一般意思は人為的に創出されるのではなく、はじめから「国民」自体に内在しており、それを「国民」自身が認識することによって顕在化するものであるとされるのである⁽³³⁾。

このような国家有機体論には、近世の絶対主義理論における君主の一元主義的な支配原理や、官僚制度の整備に象

近代ドイツにおける「フォルク」概念の歴史的変遷

徴される国家制度の近代的アンシュタルト化に対抗するという性質が内包されていた⁽³⁴⁾。すなわち、為政者と被治者の対立、或いは国家と社会の対立、そしてドイツの場合は諸邦に代表される地域権力と統一権力の対立という一九世紀的状况に対して、国王・元首から下層民までをも含み、身分的対立や地域同士或いは地域と統一権力間の対立を克服し(ヴェスタルプの発言における、プロイセン国籍とドイツ国籍の理論的位置付けを想起せよ)、諸要素を政治秩序のなかに適切に位置づけようとするところに、その理論的目標があった。換言すれば、一九世紀の国家有機体思想は、フランス革命以降の自然法論や民主主義的思考の伸長がもたらした(と考えられた)個人のアトム化や、団体的制度の漸次的な解体による個人と国家・社会との直接的な関係構築に伴う個人の「無防備状態」に対する、ひとつの理論的な「処方箋」であったのである。「自己自身において発展した、真に有機的な全体として考えられる国民にあっては、主権は全体の人格として存在し、この人格は、その概念に合致した現実態においては、君主の人格として存在する」、或いは「国民は、その君主およびまさに君主と必然的に関連する全体の編成がなければ、定形なき群集であり、それは、もはやいかなる国家でもなく、また、自己自身において形成された全体のなかにのみ存するいかな

る規定をも—主権たると、政府たると、裁判所たると、官憲たると、議會たるとのいかんを問わず—有しない」といったヘーゲルの理論もまた、進行する産業化による「定形なき群集」と「欲望の体系」としての市民社会の登場に対して、有機体としての国家にその克服を期待するものとして理解すべきであろう。⁽³⁵⁾

(三) 法的・政治的共同体としてのフォルク

それでは、上述のような有機体思想が、フォルクの政治的主体化にどのような理論的寄与をなしたのであるうか。有機体思想の影響下において、フォルク概念の転換に大きく寄与した人物として第一に挙げるべきは、法実証主義の提唱者F・C・v・サヴィニー(F.C.v.Savigny)である。「すべての有機体において、したがって国家においても、その健康は全体と各部分のバランスがとれていること、各部分が正當に扱われていることによって保たれる」とし、市民や都市、州といった諸要素を有機体としての国家の「各部分」としたサヴィニーが有機体論者に数えられることは言うまでもないが、河上倫逸氏は、サヴィニーがフォルクを以下の四つに分類したとしている。⁽³⁶⁾これに従えば、サヴィニーにおけるフォルク概念は、第一に、「その中に現に国家が成立し、永続的にその存在を保ち、そこにおい

ては選択と恣意とが問題になり得ぬ自然的統一体」としてのフォルク(Ⅱ民族)、第二に、「ある国家の中で同じ時に生存している諸個人の総体」としてのフォルク(Ⅲ国民)、第三に、「支配者に対する服従者」としてのフォルク(Ⅳ人民)、そして第四に、「国制により最高権力が現にそこに基礎を置く個々人の有機的集合体」としてのフォルク(Ⅴ支配階層)に類型化される。サヴィニーはこれらをあくまでも理念型とし、歴史的には複数の理念型が混合していると考えていたが、より重要なのは、彼が四つのうちで最も重要な意味でのフォルクが法と国家の源泉であり、また法と国家が「フォルク精神 Volkgeist」の所産・顕現であるとしていることである。⁽³⁷⁾もともと、サヴィニーにおけるフォルクは、実際には教養層を中心とする社会的上層に限定されており、「下層民 die niederen Classen」は排除されていた。つまり、彼は一方でフォルクを法的・政治的主体と位置づけることで、いわばヘルダーが文化の領域において行ったフォルクの価値の向上を法理論の領域において実現したが、他方ではその構成員を上層に限定したことで、旧来のナツィオンをフォルクに転化したにとどまっているのである。

しかし、サヴィニーの後継者であるJ・グリム(J.

(Grimm) 以降の法理論において、このようなサヴィニーのフォルク理解の「限界」は乗り越えられていく。法と言語、そして歴史の「トリアーデ」としてのゲルマニスティクを成立させたグリムは、法とポエジー（詩歌）の歴史を問い、その淵源としてのフォルクを下層民までを含む「ドイツ人」全体に拡大したが、⁽³⁸⁾このようなフォルク理解を法学的により精緻に展開したのが、ドイツ国法学の成立に大きく貢献したK・F・W・ゲルバー（C.F.W.Gerber）である。ゲルバーについては、その代表的著作『公権論』（一八五二年）から『ドイツ国法体系綱要』（一八六五年）へと進むなかで、国家有機体論から実証主義的憲法学へと移行したとする理解が一般的であるが、⁽³⁹⁾後者においても、例えば「国家権力は人格的に考えられた倫理的有機体の意志力である。それは人為的・機械的に多数の個別的意思を合計したのではなく、自覚的なフォルクの倫理的総力である」といった表現のなかに有機体論的思考の継続をみる⁽⁴⁰⁾ことができる。また従来、ゲルバーは国民（としてのフォルク）を受動的な存在にとらえ、その国政への積極的参与の可能性を認めなかったとされているが、実際には彼は、フォルクを国家有機体のなかの欠かざる一要素と考え、その政治的能动性を決して否定していない。例えば彼が、「政府と対立するのは、被治者、臣民 Untertan であり、

近代ドイツにおける「フォルク」概念の歴史的変遷

政府にフォルクを憲法のうえで対立させるのは間違っている」とするとき、⁽⁴¹⁾ここでの「フォルク」は、受動的な「被治者、臣民」とは異なるものとして理解されていると言えよう。また、彼は『公権論』において、国家を「倫理的有機体」として理解し、君主を有機体の頂点に位置づけ、⁽⁴²⁾『ドイツ国法体系綱要』で、フォルクにとって「公共の福祉を実現するため自己の倫理的諸力を使用することを可能ならしめる組織体 Gliederung」が国家であり、⁽⁴³⁾フォルクは「伝統と現実とを通して一定の領域内で法的に結びつけられていることを自覚している人々の共同体」であるとしている。ゲルバーにとって、フォルクは恒常的に支配を被る受動的存在ではありえず、むしろ法的な結びつきを「自覚」をすることで国政への参与の可能性を有している存在であったと言える。

有機体論的思考に基づくフォルク理解は、サヴィニーからJ・グリムやゲルバーを経て、O・v・ギールケ（O.v.Gierke）において、一つの完成をみる。ギールケに拠れば、国家とは、「フォルクの全てが組織されたところの、永続的で、生命と意思をもち、行為する統一体」であり、「フォルク全体―支配者と被治者―の政治的・法的統一体への組織化」である。⁽⁴⁴⁾ここで注目すべきは、ギールケが、フォルクを国家が形成されるうえでの根本的な要素とし、

またフォルクは国家において一つの統一的な法的人格となると考えていると同時に、フォルクの内実を「支配者と被治者」全員としている点である。国家の社団的編成を法理的に定式化したギールケは、支配者から被治者までを含むものとしてフォルクを想定し、そのようなフォルクと国家を半ば同一視していた。先述のとおり、ギールケに至る有機体論の系譜は、国家と市民社会の対立という一九世紀的な問題の克服をも意図していたといえるが、⁽⁴⁵⁾フォルクの意味内容を国家という「極限值」に限りなく近づけようとしたギールケの理論は、一九世紀的なフォルク理解の一つの到達点を示していると言えよう。

五. むすびにかえて

本稿では、こんにち一般的に前国家的、非政治的なものとして理解されている「フォルク＝民族」という語の一九世紀における意味内容を考察した。その結果、当時のナツィオンとフォルクという語の理解がこんにちとは正反対のものであり、そのような政治主体としてのフォルク概念の形成には、有機体思想に基づく法思想が深く関係していたことを確認した。無論、当時の「フォルク」や「ナツィオン」の用法は多様であり、本稿での考察のみをもって、一

九世紀ドイツにおける両語の用法を総括的に明らかにしたわけではない。しかし、事典・辞書というメディアにおける叙述は、かなりまで同時代の一般的理解を反映していると考えて良いだろう。

ヴァイマル期の思想家H・フライヤー(H. Freyer)は、共同体は孤立した個人から構成されるのではなく、論理的に個人に先行しており、民族や諸身分、生活圏はそれぞれの独自の形成法則に則り、独自の価値と権利をもつとしている。⁽⁴⁶⁾フライヤーにとって、「ナツィオン」は一九世紀の自由主義思想の産物であり、「国民国家」という市民社会と資本主義体制的国家形態においてのみ存在する原理であった。⁽⁴⁷⁾同様の見解はC・シュミット(C. Schmitt)にも共有されている。シュミットの場合、「ナツィオン」は特殊な政治意識のもとに個別化・アトム化された個人の集合にすぎない。⁽⁴⁸⁾当然ながら、フライヤーやシュミットがナツィオンに對置してその優位に置くのは、フォルクである。彼等のフォルク偏重が、O・シュパン(O. Spann)⁽⁴⁹⁾やO・ブルンナー(O. Brunner)⁽⁵⁰⁾にも共通していることは周知の事実であるが、彼等のフォルク観は、フォルクを国政の主体とみなし、さらには両者を同一視しようとする一九世紀の有機体論的フォルク観に立脚しつつも、さらにフォルクを、政治的単位としての国家に限定されない、或

いは国家を超越した存在へと発展させた理論として理解できる。そして、一九世紀の有機体思想が、直面する政治的・社会的問題の一つの処方箋という意味を有していたように、二〇世紀初頭においてフライヤーやシュニットが語ったフォルクには、一九世紀的限界の「超克」の理論としての可能性が仮託されていたのではなからうか。

もっとも、ヴァイマル期以降のドイツの場合、「東方」に多くの「民族ドイツ人」が存在するという事態を抱えたことにより、法的・政治的主体としてのフォルクという意味合いと、言語・文化的集団というフォルクの意味合いが融合していったという、ドイツ・ナショナリズム独特の問題がある。しかしながら、これについては既に本稿の限界を超えており、その考察は他日を期したい。

註

- (1) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des deutschen Reichstages, 12.Leg.per., 1.Sess. 1909, Bd.7, S.7144.
- (2) Fr.Meinecke, Weltbürgertum und Nationalstaat. Studien zur Genesis des deutschen Nationalstaates, München 1908 (矢田俊隆訳『世界市民主義と国民国家—ドイツ国民国家発生の研究—』岩波書店(一九六八)年)。
- (3) H.Kohn, The idea of nationalism, a study in its origins

近代ドイツにおける「フォルク」概念の歴史的変遷

and background, New York 1944; E.Gellner, Nations and nationalism, Oxford 1983 (加藤節監訳『民族とナショナリズム』岩波書店(二〇〇〇年))。

- (4) G・ライプホルツ、林田和博訳「フォルク(Volk)、ナチオン(Nation)、ライヒ(Reich)—その概念と今日の意味の変化—」九州大学法政学会『法政研究』三二—一(一九六六年)。G.Leibholz, in: Das Parlamentの附録 Aus Politik und Zeitgeschichte, B7/62, 1962. 訳文二一—六頁参照。

(5) H.A.Winkler, Der lange Weg nach Westen, 2.Bde., München 2000.

- (6) この点を重視するのが歴史家O・タン(O.Dann)である。Vgl., O.Dann, Nation und Nationalismus in Deutschland, 1770-1990, (3. Aufl.), München 1996. (末川清／姫岡マコ子／高橋秀寿訳『ドイツ国民とナショナリズム—ナチズム—』一九九〇—一九九一年)。

(7) Vgl., R.Koselleck u.a., Volk, Nation, Nationalismus, Masse. in: O.Brunner/W.Conze/R.Koselleck(Hg.), Geschichtliche Grundbegriffe. Historische Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland (GGB), Bd.7, Stuttgart 1992, S.248-281.

(8) Vgl., ebd., S.292f.

- (9) Vgl., ebd., S.299. ほかに軍事的な意味用法とが二例ずつ、地理的な観点からみた集団という用法が一回、類型がでななかったものが四例あるとされている。

- (10) Vgl., ebd., S.314.
- (11) P.Blickle, Untertan in der Frühneuzeit. Zur Rekonstruktion der politischen Kultur und der sozialen Wirklichkeit Deutschlands im 17. Jahrhundert, Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 70, 1983, S.485f.; GGB, S.299.
- (12) このフォルク概念とナショナル概念の同一化の現象は、一八世紀から一九世紀への移行期には、まだ文化的レベルにおける同一化がその内実であるにしても、極めて重要な問題を含んでいるが、本稿では筆者の準備が不足していることに加え、紙幅の都合もあり、これについては別の機会に論じたい。なお東欧に関する研究として、中澤達哉「近代『スロヴァキア国民』概念と『社団国家』」『歴史学研究』七八四(二〇〇四年)参照。
- (13) 吉野耕作『文化ナショナルリズムの社会学』名古屋大学出版会(一九九七年)、八七頁参照。
- (14) GGB, S.380-389, 山田欣吾「一八世紀の『ドイツ民族』へ」『一橋論叢』一一〇—四(一九九二年)、一三二—一三六頁参照。
- (15) 同右、一四四頁参照。
- (16) Conversations-Lexikon: Allgemeine deutsche Real-Encyclopädie für die gebildeten Stände, (11. umgearb., verb. und verm. Aufl.), Leipzig 1864-1868.
- (17) Brockhaus' Conversations-Lexikon: allgemeine deutsche Real-Encyclopädie, (13., vollständig umgearb. Aufl.), Leipzig 1882-1887.
- (18) なお、本稿の本筋からは逸れるが、この第二三版はナショナルのメンクマーメント「人種的特徴 Rassegepräge」について表紙も表わしている。
- (19) Brockhaus' Conversations-Lexikon, (14. vollständig neubearb. Aufl.), Art. Nation; Volk, Leipzig/Berlin/Wien 1901-1904.
- (20) Meyers Konversations-Lexikon: eine Encyclopaediae des allgemeinen Wissens, (3. gänzlich umgearb. Aufl.), Art. Nation; Volk, Leipzig 1874-1884.
- (21) Meyers Konversations-Lexikon: ein Nachschlagewerk des allgemeinen Wissens, (5. gänzlich neubearbeitete Aufl.), Art. Nation; Volk, Leipzig/Wien 1894-1901.
- (22) K.Baumbach (Hg.), Staats-Lexikon, Leipzig 1882.
- (23) J.C.Bluntschli/K.Brater (Hg.), Deutsches Staats-Wörterbuch, Stuttgart 1857-1870.
- (24) J.C.Bluntschli, Art. Nation und Volk, Nationalitätsprinzip, in: ebd., Bd.7, 1862, S.155.
- (25) J.C.Bluntschli, Art. Souveränität, in: ebd., Bd.9, 1858, S.553ff.
- (26) J.G.Fichte, Grundlage des Naturrechts nach Principien der Wissenschaftslehre, Jena/Leipzig 1796-1797.
- (27) Fr.L.Jahn, Deutsches Volksthum, Leipzig 1813, S.30.
- (28) K.Th.Welker, Art. Grundvertrag, in: Staatslexikon, Supplement 2, 1846, S.525f.

(93) Vgl., G.v.Busse, Die Lehre vom Staat als Organismus.

Kritische Untersuchungen zur Staatsphilosophie Adam

Müllers, Berlin 1928; O.Hertwig, Der Staat als

Organismus. Gedanken zur Entwicklung der

Menschheit, Jena 1922; E.Dennert, Der Staat als

lebendiger Organismus. Biologische Betrachtungen zum

Aufbau der neuen Zeit, Halle 1920; J.v.Uexkull, Der

Organismus als Staat und der Staat als Organismus,

Darmstadt 1919; H.Orloff, Recht und Staat, ein

Organismus. Zur Einführung in das Studium der

Rechts- und Staatswissenschaft, Weimar 1903; Er.H.

Kantorowicz, The king's two bodies, A study in mediae-

val political theology, Princeton 1957 (小林公訳『王の

二つの身体—中世政治神学研究—』平凡社(一九九二年))。

(98) F.W.Coker, Organismic theories of the state: nine-

teenth century interpretations of the state as organism

or as person, New York 1910.

(13) G.v.Below, Die deutsche Geschichtschreibung von den

Befreiungskriegen bis zu unseren Tagen, (2.Aufl.),

München/Berlin 1924, S.80.

(32) A.Müller, Die Elemente der Staatskunst, Jena 1808.

(33) 有機体論の特質を理解するにあたり、J・シロミン

トが引用しているシヨローゲルの整理が参考となる。Vgl.,

C.Schmitt, Politische Romantik, München 1919 (橋川文

三訳『政治的ロマン主義』未来社(一九八二年)・一九九

二訳『政治的ロマン主義』未来社(一九八二年)・一九九

近代ドイツにおける「フォルク」概念の歴史的変遷

頁)。

積極的 (ポジティブ)	消極的 (ネガティブ)
生命的	力学的・機械的・数学的、硬着的
有機的	非有機的
真正の	擬制的
永続的	瞬間的
維持する	攪乱する
歴史的	恣意的
安定	混沌
平和的	党派的、論争的
正統的	革命的
キリスト的	異教的
身分的・団体的	絶対主義的

(34) H.Boldt, Deutsche Staatslehre im Vormärz, Düssel-

dorf 1975, S.81f.

(35) G.W.F.Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts,

(4.Aufl.), Hamburg 1955, S.245; S.261f.

(36) 河上倫逸『法の文化社会史』シネルヴァ書房(一九八九

年)・一五二頁、同『ドイツ市民思想と法理論』創文社

(一九七八年)・四三三頁参照。

(37) 河上倫逸(一九八九年)・一一三頁、F.C.v.Savigny,

System der heutigen Römischen Rechts, Bd.1, Berlin

1840, S.21ff.

(38) 堅田剛『法の詩学』新曜社(一九八五年)参照。

(39) 例えば、栗城寿夫「ゲルバーの法理論—倫理的秩序・法・

法律—」『法制史研究』三七、(一九八七年)参照。

- (40) C.F.v.Gerber, Grundzüge des deutschen Staatsrechts, (3.Aufl.), Leipzig 1880, S.19f.
- (41) C.F.v.Gerber, ebd., S.1f., S.22.
- (42) C.F.v.Gerber, Über öffentliche Rechte, Tübingen 1852, S.42ff.
- (43) C.F.v.Gerber, Grundzüge des deutschen Staatsrechts, S.1.
- (44) O.v.Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, Bd.1., Darmstadt 1868, S.576; S.830.
- (45) 村上淳「『ゲルマン法史における自由と誠実』東京大学出版会（一九八〇年）一五七頁。
- (46) H.Freyer, Einleitung in die Soziologie, Leipzig 1931, S.41.
- (47) H.Freyer, Der politische Begriff des Volks, Neumünster 1933, S.12f.
- (48) C.Schmidt, Verfassungslehre, München 1928, S.50.
- (49) 例として O.Spann, Vom Wesen des Volkstum, Berlin 1929.
- (50) O.Brunner, Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte, Göttingen 1968 (石井紫郎他訳『モローンパーその歴史と精神』岩波書店（一九七四年））。